

## 質疑応答書

令和6年2月21日

旭川市長 今津 寛介  
(総務部職員厚生課担当)

次の業務に係る公募型プロポーザルについて質問があったので回答する。

件名・業務名

人事給与・庶務事務システム一式の賃貸借及び人事給与・庶務事務システム運用管理支援業務

質疑事項	回答事項
<p>1. 別紙2で記載のデータ以外でも現行システムで保持しているデータは、全て移行が必要という理解で正しいでしょうか？ 例として、データ移行後に新システム稼働前の期間に対する庶務事務システムでの遡及申請・人事給与システムでの追給戻入計算が必須という認識です。</p> <p>2. システム利用者 庶務事務システムについては、市立病院を除く各部局の所属長、庶務担当職員及び各係（スタッフ制の職場においては各グループ）の庶務担当職員の計800人を想定と記載ありますが、庶務事務システムの利用者は現行システム利用者より増えるという理解であっていますでしょうか？現行は400名から800名に増えるという認識です。</p>	<p>1 賃貸借仕様書別紙2に記載のデータ以外でも現行システムで保持しているデータは、原則、移行が必要となります。 例として挙げられた、データ移行後に新システム稼働前の期間に対する庶務事務システムでの遡及申請・人事給与システムでの追給戻入計算ができるようにデータ移行は行われる必要があります。</p> <p>2 賃貸借仕様書6.3.1に記載のとおり庶務担当職員等の計800人の利用を想定しています。電子申請機能等の機能の拡大により、現行システム利用者の400名から800名に増えるという想定です。</p>

<p>3. システム利用者について</p> <p>10.3 新システム利用者への教育・研修の実施では、受注者は新システムの利用者に対する操作研修を実施すること。一般の利用職員600名程度を想定しているが、実施回数等については別途協議とする。</p> <p>6.3.1 では、人事給与：15名程度 庶務事務：800名とあります。10.3項番では600名とあります。どちらが正しいでしょうか？</p> <p>4. 3.12 給与明細書発行支援 給与明細書については、新システムで作成した給与明細書データ（PDF等）を個人情報に配慮してEメール等により配付できること。 本件の実現にあたり、現行システムと同様にメールサーバに接続可能となる貴市の端末を1台借用させていただくことでもよろしいでしょうか？</p> <p>5. 別紙3 納品成果物 構成図、ハードウェア構成図、納入機器一覧、その他。 LGWAN-ASPによるクラウドサービス提供になる場合、団体単位での構成ではないため、ハードウェア構成図・納入機器一覧については対象外とさせていただきますでしょうか？</p> <p>質問年月日 令和6年 2月 19日</p>	<p>3 賃貸借仕様書 10.3 で、操作研修の対象者数について、「600名程度」とあるのは「800名程度」と訂正します。 庶務担当職員等の計800人の利用を想定しています。</p> <p>4 給与明細書発行支援（運用管理支援業務仕様書 3.12）の履行において給与明細書データをEメール等により配信するに当たり、メールサーバに接続可能な本市の端末1台の使用は可能です。</p> <p>5 賃貸借仕様書別紙3納入成果物の項番12の構成図について、新システムはLGWAN-ASPによるクラウド型サービスによることとしておりますが、新システムに必要なハードウェアを調達した場合は、構成図の納入が必要となります。ハードウェアの調達がない場合は省略できることとします。</p>
--	--